

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直した。

行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた下水道事業などを地方に移管するとともに、農道整備事業については廃止、道路整備事業は事業再評価など見直しを行いコスト削減に努めるとの方針が示され、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針が示された。同会議の結論通り、平成22年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

しかしながら、行政刷新会議が予算編成に対していかなる権限を持っているのか法的根拠もなく、閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、全く不透明である。

また、政府税制調査会においても、平成22年度税制改正を取りまとめるための論議が始まっている。税制改正の焦点の一つである、揮発油税などの暫定税率廃止の論議は、その廃止に伴う地方税収の穴埋めなど、これもまた地方自治体に大きな影響を与えるものであるが、政府内でも異論が噴出するなど、混迷を極めている。

地方自治体は、政府予算の編成を受け、速やかに平成22年度予算を編成し、県民生活や地域経済に影響を与えるようなことのないよう、次年度の予算執行を適切に行う必要がある。

しかるに、現状では政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えさえ明確ではなく、地方自治体における来年度予算編成作業に大きな支障となることは明白である。

よって、政府においては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月1日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗